

令和6年9月9日招集

令和6年第5回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第75号 琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について……………	1
議案第76号 琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正について……………	2
議案第77号 琴浦町国民健康保険条例の一部改正について……………	3
議案第78号 琴浦町営住宅団地集会所条例の一部改正について……………	4
議案第79号 琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について……………	5
議案第80号 令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)……………	7
議案第81号 令和6年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)……………	13
議案第82号 令和6年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	15
議案第83号 令和6年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	16
議案第84号 令和6年度琴浦町船上山発電所管理特別会計補正予算(第1号)……………	17
議案第85号 令和6年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第1号)……………	18
議案第86号 令和6年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第1号)……………	18
議案第87号 令和6年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第1号)……………	18
議案第88号 令和6年度琴浦町水道事業会計補正予算(第2号)……………	19
議案第89号 令和6年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第2号)……………	20

議案第 90 号	令和 5 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 91 号	令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 92 号	令和 5 年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 93 号	令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について……………	22
議案第 94 号	令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第 95 号	令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第 96 号	令和 5 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第 97 号	令和 5 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第 98 号	令和 5 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	23
議案第 99 号	令和 5 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第 100 号	令和 5 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第 101 号	令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第 102 号	令和 5 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第 103 号	令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	24
議案第 104 号	令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について……………	25
議案第 105 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計決算認定について……………	25
議案第 106 号	令和 5 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について……………	25
議案第 107 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について……………	25
議案第 108 号	令和 5 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について……………	25

議案第 109 号	建設工事請負契約の締結について〔旧浦安地区公民館解体工事〕	26
議案第 110 号	建設工事請負契約の締結について〔旧安田小学校改修工事〕	28
議案第 111 号	財産の無償譲渡について	29
議案第 112 号	財産の無償譲渡について	30
議案第 113 号	琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について	31
議案第 114 号	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	32

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	総務課 すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第 75 号	議案名	琴浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について			
目 的	鳥取県下で実施されている特別医療費助成制度及び心身障がい者医療費助成制度の運用にあたり、受給資格認定の審査のため必要な各種情報を、個人番号を利用して確認できるよう事務及び照会対象情報を条例に追加するもの。					
内 容	1 概要 現在、特別医療費助成制度及び心身障がい者医療費助成制度の受給資格認定審査のため、申請者による保険証の提示等により資格確認を行っているところだが、令和 6 年 1 2 月 2 日から健康保険の被保険者証が廃止され、マイナンバーによる医療保険の加入状況確認が必要になるため、また、個人番号による情報連携を行うことで手続を簡素化し住民負担を軽減するため、所要の改正を行う。 個人番号を利用した情報連携を行うためには法定の事務であることが原則だが、各地方公共団体が独自に行う事務のうち、法定の事務と類似した事務であり条例で定めるものについては連携が可能となるため、本条例に事務及び照会対象情報を追加する改正を行う。 2 改正内容 (1) 事務の追加 別表 1 に新たに情報連携を行う「特別医療費助成」と「心身障がい者医療費助成」に関する事務を追加。 (2) 事務及び照会対象情報の追加 上記 2 事務に関し、別表 2 に、新たに情報連携を行う事務に加えその事務で照会する各種情報を追加。地方税関係情報、医療保険関係情報など。					
補足事項	施行期日 公布の日					

令和 6 年 9 月 定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例
議案番号	議案第 76 号	議案名	琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正について			
目 的	地域包括支援センターの人材確保が困難となっている現状を踏まえ、柔軟な職員配置を可能とする国の省令改正が行われたことに伴い、町も同様の改正を行うもの。					
内 容	1 概要 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年 3 月 29 日）が公布され、令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 （１）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化 省令において地域包括支援センターに配置すべき 3 職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）を中心に職員の確保が困難になっている状況を踏まえ、柔軟な職員配置可能とするため、地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、以下のとおり配置できるよう改正された。 ア 現行の地域包括支援センターの職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、常勤換算方法によることを可能とする。 ※ 常勤換算方法とは、センターの勤務延時間数を常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、職員数に換算する方法 イ 地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき 3 職種の常勤職員数の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとする。この場合でも 2 職種の配置は必須とする。 2 その他 琴浦町地域包括支援センターは市町村が直営で設置しており、常勤による 3 職種の配置ができているため、現在の配置状況における影響はない。 経過措置期間（令和 7 年 3 月 31 日まで）として、町の条例改正までは従前の例による。					
補足事項	施行期日 公布の日					

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	条例				
議案番号	議案第 77 号	議案名	琴浦町国民健康保険条例の一部改正について							
目 的	国の制度改正による被保険者証の廃止に伴い、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正するもの。									
内 容	1 概要 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料の規定部分を削る改正を行うもの。									
	<table><thead><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr></thead><tbody><tr><td>①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 5 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処 することができる。</td><td>①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 9 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 ③国民健康保険法第 9 条第 3 項若しくは 第 4 項の規定により被保険者証の返還 を求められてこれに応じない場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処す ることができる。</td></tr></tbody></table>						改正後	改正前	①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 5 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処 することができる。	①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 9 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 ③国民健康保険法第 9 条第 3 項若しくは 第 4 項の規定により被保険者証の返還 を求められてこれに応じない場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処す ることができる。
	改正後	改正前								
①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 5 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処 することができる。	①国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは 第 9 項の規定による届出をしない場合 ②虚偽の届出をした場合 ③国民健康保険法第 9 条第 3 項若しくは 第 4 項の規定により被保険者証の返還 を求められてこれに応じない場合 その者に対し 10 万円以下の過料に処す ることができる。									
補足事項	施行期日 令和 6 年 12 月 2 日									

令和 6 年 9 月 定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	条例
議案番号	議案第 78 号	議案名	琴浦町営住宅団地集会所条例の一部改正について			
目 的	琴浦町朝日ヶ丘団地集会所の無償譲渡に伴い、条例内から当該表記を削る。					
内 容	1 条例案の概要 朝日ヶ丘団地の用途廃止後、集会所も解体する予定だったが、地元(朝日ヶ丘自治会)の要望で解体しないまま、現在まで朝日ヶ丘自治会の公民館として利用されている。 令和 4 年度に地元から集会所の激しい損傷について修繕依頼があり、これまでの経緯を踏まえ、地元と無償譲渡の交渉を行い、町が修繕をしたうえで譲渡を受けるとの回答があった。修繕工事が終了したため、無償譲渡するのに伴い、条例から「朝日ヶ丘団地集会所」の文言を削るもの。 2 施行期日等 公布の日から施行する。					
補足事項						

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第 79 号	議案名	琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例の一部改正について			
目 的	農業集落排水事業分担金について、制度が類似する条例と統一を図るため、所要の改正を行うもの。					
内 容	1 改正の概要 農業集落排水分担金と公共下水道受益者負担金(分担金)は、制度内容が類似する点が多い。山川木地を除く農業集落排水は令和 14 年頃までに公共下水道へ統合予定であり、今後、現在の農業集落排水区域のほとんどが公共下水道として管理することとなる。 この度、農業集落排水分担金に係る規定について公共下水道受益者負担金(分担金)の規定を準用し、受益者負担金の賦課、徴収など受益者制度の運用効率化を図る。 ※農業集落排水の統合を含む下水道全体計画は令和 5 年度に変更認可済					
	改正後			改正前		
	第 2 条(定義) 「受益者」の意義については、琴浦町公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第 2 条の規定を準用する。 《琴浦町公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例》 第 2 条 (受益者) 処理区域内の汚水を排除する当該建築物の所有者、当該土地の所有者			第 2 条(受益者) 当該事業の施行に係る地域の居宅及び借家、事業所等の所有者をいう。		
	第 4 条 (分担金の額及び賦課並びに徴収の方法) 受益者が負担する分担金の額及び賦課並びに徴収については、公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。 《琴浦町公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例》 第 4 条(負担金の額及び徴収基準) ・ 負担金額 一戸当たり 29 万円 ・ 戸数の基準 規則委任 【一般家庭】 1 住居の場合／1 戸 同一敷地内に同一受益者が、住居等を所有／1 戸			第 4 条 (分担金の額及び徴収の方法) ・ 分担金の額 1 戸当たり 29 万円 ・ 支払回数 一括又は 5 年分割 ・ 前納報奨金 一括払い／2 万円 2 期目に残りを全額納付した場合／1 万円 ・ 戸数の基準 【一般家庭】 1 住居の場合／1 戸 同一敷地内に同一受益者が、住居等を所有／1 戸 【事業所】 10 人未満／1 戸 ・10～25 人未満／1.5 戸等 【公共施設】 1 施設当たり／1 戸		

	【事業所】 10 人未満／1 戸 ・10～25 人未満／1.5 戸等 【公共施設】 1 施設当たり／1 戸 第 5 条(負担金の賦課及び徴収) ・ 支払回数 一括又は 5 年分割 ・ 前納報奨金 規則にて明記 - 一括払い／2 万円 2 期目に残りを全額納付した場合／1 万円	
	第 5 条（分担金徴収の猶予及び減免） 分担金の徴収を猶予し、又は減免することができる。基準については、公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。 《琴浦町公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例》 第 6 条（負担金の徴収猶予） ・ 地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが有利であると認められるとき。 ・ 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 第 7 条（負担金の減免） ・ 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者 ・ 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者 ・ 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 ・ その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	第 5 条（分担金徴収の延期及び減免） ・ 徴収猶予 係争地、建築物のない土地 等 ・ 分担金の減免に該当する施設等 - 公共施設、生活保護法受給者が所有する施設、神社、寺院、公民館 等
補足事項	施行日 公布の日	

令和6年9月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	予算																		
議案番号	議案第80号	議案名	令和6年度琴浦町一般会計補正予算(第3号)																					
目的	生涯学習センター地下駐車場消火設備改修事業、地域医療介護総合確保基金事業、浦安駅北側待合所整備事業等、各種事業を追加するほか、令和5年度からの繰越金及び令和6年度普通交付税を財源とする財政調整基金の積立てを行うもの。																							
内容	1 補正額 [単位：千円]																							
	<table><tr><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>12,767,908</td><td>761,548</td><td>13,529,456</td></tr></table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	12,767,908	761,548	13,529,456												
	補正前予算額	補正額	補正後予算額																					
	12,767,908	761,548	13,529,456																					
	2 主な追加内容																							
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。																							
	[単位：千円]																							
	<table><tr><td>款名称等</td><td>補正額</td></tr><tr><td>普通交付税</td><td>151,110</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>14,554</td></tr><tr><td>県支出金</td><td>61,511</td></tr><tr><td>繰入金</td><td>△12,243</td></tr><tr><td>繰越金</td><td>424,504</td></tr><tr><td>町債</td><td>123,924</td></tr><tr><td>その他</td><td>△1,812</td></tr><tr><td>合 計</td><td>761,548</td></tr></table>						款名称等	補正額	普通交付税	151,110	国庫支出金	14,554	県支出金	61,511	繰入金	△12,243	繰越金	424,504	町債	123,924	その他	△1,812	合 計	761,548
	款名称等	補正額																						
	普通交付税	151,110																						
国庫支出金	14,554																							
県支出金	61,511																							
繰入金	△12,243																							
繰越金	424,504																							
町債	123,924																							
その他	△1,812																							
合 計	761,548																							
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。																								
(1) 生涯学習センター地下駐車場消火設備改修事業 [112,200 千円]																								
ア 事業説明																								
現在、消火設備の老朽化により、地下駐車場の利用を停止しているため、利用再開に向けて、消火設備の改修工事を行う。																								
イ 経費																								
地下駐車場消火設備改修工事 [110,000 千円]																								
地下駐車場消火設備改修工事監理委託料 [2,200 千円]																								
ウ 財源																								
町債 [112,200 千円]																								

	(2) 地域医療介護総合確保基金事業 [46, 523 千円] ア 事業説明 町内事業者が小規模多機能居宅介護事業所を開設するにあたり、施設整備等に係る費用を補助する。 イ 経費 地域医療介護総合確保基金事業補助金 [46, 523 千円] ウ 財源 県支出金 [46, 523 千円] (3) 普通財産解体事業 [8, 679 千円] ア 事業説明 旧浦安地区公民館及び旧逢束保育園の解体について、鳥取県公共建築工事積算基準等の改定に伴い、事業費を増額する。 イ 経費 解体工事設計委託料 [194 千円] 解体工事監理委託料 [145 千円] 普通財産解体工事 [8, 340 千円] ウ 財源 町債 [8, 200 千円] 一般財源 [479 千円] (4) 田越・笠見地区浸水対策事業 [6, 069 千円] ア 事業説明 田越地区農業用排水路改修工事について、上水道管の撤去・復旧が必要なため、工事費を増額する。 イ 経費 田越地区農業用排水路改修工事 [6, 069 千円] ウ 財源 町債 [6, 100 千円] 一般財源 [△31 千円] (5) 浦安駅北側待合所整備事業 [5, 100 千円] ア 事業説明 JR 浦安駅の新たな待合所及びトイレの整備に向けた詳細設計を行
--	---

	う。JRによる浦安駅トイレ撤去に伴い、代替施設として駅前にトイレを確保する。 イ 経費 浦安駅北側待合所詳細設計委託料 [5,000 千円] 駅前トイレ使用負担金 [100 千円] ウ 財源 町債 [5,000 千円] 一般財源 [100 千円] (6) 老人福祉施設入所措置事業 [3,844 千円] ア 事業説明 身体、環境、経済的事情により在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホーム措置入所費用を負担する。 イ 経費 老人福祉施設入所措置事業委託料 [3,840 千円] 養護老人ホーム入所判定委員報酬 [4 千円] ウ 財源 一般財源 [3,820 千円] 負担金 [24 千円] (7) 水産振興対策事業 [3,706 千円] ア 事業説明 漁船のための給油・漁船保全修理施設の整備費用を助成するほか、漁業経営の改善に係る漁船の改造経費の助成及び漁業近代化資金の利子を補助する。 イ 経費 主要水産産地共同利用施設等整備事業費補助金 [3,460 千円] がんばる漁業者支援事業補助金 [167 千円] 漁業近代化資金利子補給事業補助金 [79 千円] ウ 財源 県支出金 [2,306 千円] 一般財源 [1,400 千円] (8) 果樹振興対策事業 [2,953 千円] ア 事業説明
--	---

	令和6年4月16日の降雹により梨柿等に被害が発生したことから、緊急的に病虫害の蔓延を防ぐための緊急防除に要する経費を補助する。 梨生産振興にかかる果樹棚、整地費等の整備費を補助する。 イ 経費 梨柿等降雹被害緊急防除支援事業補助金 [1,754 千円] 鳥取梨生産振興事業補助金 [1,199 千円] ウ 財源 県支出金 [2,316 千円] 一般財源 [637 千円] (9) 商工業の振興事業 [1,562 千円] ア 事業説明 令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金を融資実績に伴い増額する。令和6年度についても事業者のエネルギー・原材料価格高騰に起因する融資及び、為替相場急変に起因する融資に対する利子を3年間補助する。 イ 経費 令和5年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金 [1,048 千円] 令和6年度エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金 [216 千円] 令和6年度為替相場急変緊急対策特別金融支援事業補助金 [298 千円] ウ 財源 県支出金 [781 千円] 一般財源 [781 千円] (10) 感震ブレーカー設置事業 [300 千円] ア 事業説明 能登半島地震の教訓を踏まえ、地震による電気火災を防ぎ、安心・安全なまちづくりにつなげることを目的として、感震ブレーカー設置費を補助する。 イ 経費 感震ブレーカー設置事業補助金 [300 千円] ウ 補助率等 対象経費 : 電気工事を伴う感震ブレーカー設置費 補助率 : 1 / 2
--	---

補助上限額：30 千円

エ 財源

県支出金 [150 千円]

一般財源 [150 千円]

(11) 国県返納金 [32,735 千円]

ア 事業説明

令和5年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金 [32,735 千円]

主な返納金

障害者自立支援給付費国庫負担金返納金 [6,885 千円]

鳥取県障害者自立支援給付費負担金返納金 [3,443 千円]

新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返納金 [6,346 千円]

障害児通所給付費等国庫負担金返納金 [2,442 千円]

障害者医療費国庫負担金返納金 [1,503 千円]

ウ 財源

一般財源 [32,735 千円]

(12) 財政調整基金積立金 [503,000 千円]

ア 事業説明

令和5年度からの繰越金及び令和6年度の普通交付税を財源とし、今後の災害等に備えるため、財政調整基金の積立金を追加するもの。

イ 基金残高

[単位：千円]

基金名	補正額	補正後残高(見込)
財政調整基金	503,000	1,122,518

ウ 財源

一般財源 [503,000 千円]

	3 債務負担行為		
	追加		[単位：千円]
	事 項	期 間	限度額
	令和 6 年度エネルギー・原材料価格 高騰対策特別金融支援事業補助金	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	619
	令和 6 年度為替相場急変緊急対策特別 金融支援事業補助金	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	1, 427
	漁業近代化資金利子補給事業 (令和 6 年度分)	令和 7 年度から 令和 21 年度まで	1, 005
補足事項			

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算						
議案番号	議案第 81 号	議案名	令和 6 年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)									
目 的	前年度繰越金の確定及び今年度の保険税本算定結果に伴う補正等を行うもの。											
内 容	1 補正額 [単位：千円]											
	<table><tr><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>1, 996, 428</td><td>6, 650</td><td>2, 003, 078</td></tr></table>						補正前予算額	補正額	補正後予算額	1, 996, 428	6, 650	2, 003, 078
	補正前予算額	補正額	補正後予算額									
	1, 996, 428	6, 650	2, 003, 078									
	2 主な計上内容											
	【歳入】											
	(1) 国民健康保険税 [△3, 383 千円]											
	ア 事業説明											
	本算定の結果に基づき、保険税の減額を行うもの。											
	医療給付費分 (△2, 691 千円)											
	後期高齢者支援金分 (△339 千円)											
	介護納付金分 (△353 千円)											
	(2) 一般会計繰入金 [190 千円]											
	ア 事業説明											
	会計運営事務経費の増額に伴い、繰入金の増額を行うもの。											
	職員給与費等繰入金 [190 千円]											
	(3) 繰越金 [9, 843 千円]											
	ア 事業説明											
	前年度繰越金の確定によるもの。											
	【歳出】											
(1) 総務費 [190 千円]												
ア 事業説明												
制度改正（保険証廃止）に伴う資格確認書の台紙代及びオンライン資格確認手数料の増額補正を行うもの。												
イ 経費												
一般管理費 [190 千円]												
ウ 財源												
一般会計繰入金 [190 千円]												
(2) 基金積立金 [6, 456 千円]												
ア 事業説明												

	前年度繰越金の確定及び今年度の保険税本算定結果に伴い生じた剰余金を財政調整基金へ積み立てるもの。 イ 経費 財政調整基金積立金 [6,456 千円] ウ 財源 一般財源（前年度繰越金等） [6,456 千円] (3) 諸支出金 [4 千円] ア 事業説明 出産育児一時金臨時補助金について、令和5年度分の精算に伴う返還を行うもの。 イ 経費 国庫支出金等返納金 [4 千円] ウ 財源 一般財源（前年度繰越金等） [4 千円]
補足事項	

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 82 号	議案名	令和 6 年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)			
目 的	前年度決算に伴う増額補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2, 212, 595		60, 114		2, 272, 709	
	2 主な計上内容					
	【歳入】					
	款名称等		補正額		主な補正理由	
	県支出金		1, 604		県負担金（過年度分）	
	繰越金		58, 510		前年度繰越金	
	合 計		60, 114			
	【歳出】					
	(1) 基金積立金 [26, 894 千円]					
	ア 事業説明					
前年度繰越金の確定に伴い生じた剰余金を基金に積み立てるもの。						
イ 経費						
(ア) 基金積立金 [26, 894 千円]						
ウ 財源						
(ア) 繰越金 [25, 290 千円]						
(イ) 県負担金 [1, 604 千円]						
(2) 諸支出金 [33, 220 千円]						
ア 事業説明						
前年度決算に伴い、国、県、町等へ返納を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 第 1 号被保険者還付金 [200 千円]						
(イ) 償還金 [30, 714 千円]						
(ウ) 一般会計繰出金 [2, 306 千円]						
ウ 財源						
(ア) 繰越金 [33, 220 千円]						
補足事項						

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第 83 号	議案名	令和 6 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)			
目 的	前年度繰越金の確定に伴い、補正を行うもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	317, 585		1, 389		318, 974	
	2 主な計上内容					
	【歳入】 (1) 繰越金 [1, 389 千円] ア 事業説明 前年度繰越金の確定に伴い、繰越金の増額を行うもの。					
内 容	【歳出】 (1) 予備費 [1, 389 千円] ア 事業説明 前年度繰越金の確定に伴い、予備費の増額を行うもの。					
	補足事項					

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	農林水産課	種別	予算
議案番号	議案第 84 号	議案名	令和 6 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計 補正予算（第 1 号）			
目 的	前年度決算に伴う繰越金の減額及び委託料の増額に伴い、歳入歳出を減額補正するもの。					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	26, 591		△549		26, 042	
	2 主な計上内容					
	(1) 歳入予算 前年度繰越金[△549 千円]					
内 容	(2) 歳出予算 年次点検委託料[997 千円] 一般会計繰出金[△549 千円] 予備費[△997 千円]					
	補足事項					

令和6年9月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
目 的	前年度繰越金額の確定に伴う補正を行うもの。				
内 容	議案第 85 号 令和6年度琴浦町赤碕財産区特別会計補正予算(第1号)				
	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	17,938	116	18,054		
	2 主な計上内容				
	(1) 歳入予算				
	前年度繰越金[116千円]				
	(2) 歳出予算				
	予備費[116千円]				
	議案第 86 号 令和6年度琴浦町安田財産区特別会計補正予算(第1号)				
	1 補正額[単位：千円]				
	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	9,629	80	9,709		
	2 主な計上内容				
	(1) 歳入予算				
	前年度繰越金[80千円]				
	(2) 歳出予算				
	予備費[80千円]				
議案第 87 号 令和6年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算(第1号)					
1 補正額[単位：千円]					
補正前予算額	補正額	補正後予算額			
68,723	27	68,750			
2 主な計上内容					
(1) 歳入予算					
前年度繰越金[27千円]					
(2) 歳出予算					
予備費[27千円]					
補足事項					

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 88 号	議案名	令和 6 年度琴浦町水道事業会計補正予算（第 2 号）			
目 的	水源地に係る修繕費、水源地改良費の補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	■ 支出			単位：千円		
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	295, 601	2, 420	298, 021		
	資本的支出	357, 068	2, 530	359, 598		
	2 主な計上内容					
	(1) 支出 収益的支出[2, 420 千円]					
	ア 事業説明					
	水源地の緊急遮断弁に係る修繕費の増額を行う。					
	イ 経費					
	(ア) 営業費用[2, 420 千円]					
	配水及び給水費[2, 420 千円]					
ウ 財源						
(ア) 一般財源[2, 420 千円]						
(2) 支出 資本的支出[2, 530 千円]						
ア 事業説明						
水源地の水位計更新に係る水源地改良費（機械及び装置）の増額を行う。						
イ 経費						
(ア) 建設改良費[2, 530 千円]						
水源地改良費[2, 530 千円]						
ウ 財源						
(ア) 一般財源[2, 530 千円]						
補足事項						

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第 89 号	議案名	令和 6 年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第 2 号)			
目 的	令和 5 年度借入企業債の元利償還金額確定に伴う補正を行うもの。					
内 容	1 補正額					
	(1) 収入 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的収入	904, 553	246	904, 799		
	資本的収入	559, 794	1, 000	560, 794		
	(2) 支出 単位：千円					
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額		
	収益的支出	900, 112	△254	899, 858		
	資本的支出	861, 424	1, 500	862, 924		
	2 主な計上内容					
	(1) 収入 収益的収入[246 千円]					
	ア 説明					
	支出の増額に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。					
	イ 内訳					
	(ア) 営業収益[246 千円]					
	a 他会計負担金[246 千円] 一般会計繰入金(基準内)					
	(2) 収入 資本的収入[1, 000 千円]					
	ア 説明					
	資本的支出の増額に伴い、一般会計繰入金の増額を行うもの。					
	イ 内訳					
(ア) 他会計出資金[1, 000 千円] 一般会計繰入金(基準外)						
(3) 支出 収益的支出[△254 千円]						
ア 説明						
企業債の支払利息額の確定に伴う減額を行うもの。						
イ 経費						
(ア) 営業外費用[△254 千円]						
a 企業債利息[△254 千円]						

	ウ 財源 他会計負担金[△254 千円] (4) 支出 資本的支出[1,500 千円] ア 説明 企業債の支払元金額の確定に伴う増額を行うもの。 イ 経費 (ア) 企業債償還金[1,500 千円] ウ 財源 (ア) 一般会計負担金[500 千円] (イ) 他会計出資金[1,000 千円]
補足事項	

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要	担当課	総務課 すこやか健康課 税務課 上下水道課 農林水産課	種別	決算
目 的	令和 5 年度会計に係る歳入歳出決算等について議会の認定に付するもの。			
内 容	議案第 90 号 令和 5 年度琴浦町一般会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 12,967,933,592 円 (2) 歳出総額 12,404,536,843 円 (3) 歳入歳出差引額 563,396,749 円 (4) 繰越明許費繰越額 88,892,132 円 (5) 事故繰越繰越額 0 円 (6) 実質収支額 474,504,617 円 議案第 91 号 令和 5 年度琴浦町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 2,029,805,985 円 (2) 歳出総額 2,018,962,617 円 (3) 歳入歳出差引額 10,843,368 円 (4) 実質収支額 10,843,368 円 議案第 92 号 令和 5 年度琴浦町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 14,274,853 円 (2) 歳出総額 2,621,426 円 (3) 歳入歳出差引額 11,653,427 円 (4) 実質収支額 11,653,427 円 議案第 93 号 令和 5 年度琴浦町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 2,260,140,836 円 (2) 歳出総額 2,201,629,973 円 (3) 歳入歳出差引額 58,510,863 円 (4) 実質収支額 58,510,863 円			

議案第 94 号 令和 5 年度琴浦町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 269,444,443 円
- (2) 歳出総額 268,053,463 円
- (3) 歳入歳出差引額 1,390,980 円
- (4) 実質収支額 1,390,980 円

議案第 95 号 令和 5 年度琴浦町船上山発電所管理特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 25,582,032 円
- (2) 歳出総額 19,978,698 円
- (3) 歳入歳出差引額 5,603,334 円
- (4) 実質収支額 5,603,334 円

議案第 96 号 令和 5 年度琴浦町八橋財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 22,847 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 22,847 円
- (4) 実質収支額 22,847 円

議案第 97 号 令和 5 年度琴浦町浦安財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 21,741 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 21,741 円
- (4) 実質収支額 21,741 円

議案第 98 号 令和 5 年度琴浦町下郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 180 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 180 円
- (4) 実質収支額 180 円

議案第 99 号 令和 5 年度琴浦町上郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 0 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 0 円
- (4) 実質収支額 0 円

議案第 100 号 令和 5 年度琴浦町古布庄財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 674 円
- (2) 歳出総額 0 円
- (3) 歳入歳出差引額 674 円
- (4) 実質収支額 674 円

議案第 101 号 令和 5 年度琴浦町赤碕財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 18,171,322 円
- (2) 歳出総額 394,023 円
- (3) 歳入歳出差引額 17,777,299 円
- (4) 実質収支額 17,777,299 円

議案第 102 号 令和 5 年度琴浦町成美財産区特別会計歳入歳出決算認定について

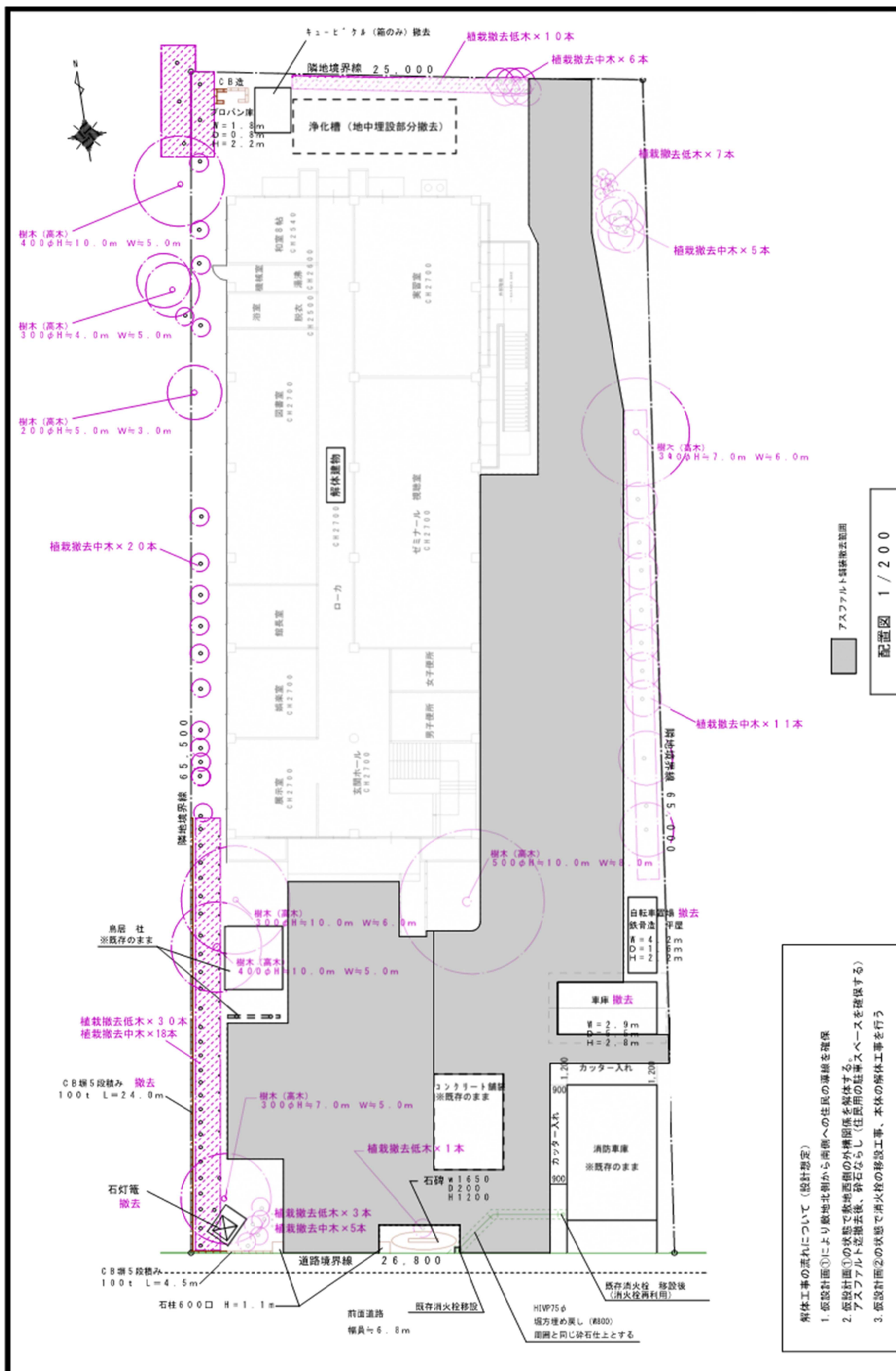
- (1) 歳入総額 14,297,595 円
- (2) 歳出総額 155,000 円
- (3) 歳入歳出差引額 14,142,595 円
- (4) 実質収支額 14,142,595 円

議案第 103 号 令和 5 年度琴浦町安田財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- (1) 歳入総額 10,155,450 円
- (2) 歳出総額 452,495 円
- (3) 歳入歳出差引額 9,702,955 円
- (4) 実質収支額 9,702,955 円

	議案第 104 号 令和 5 年度琴浦町以西財産区特別会計歳入歳出決算認定について (1) 歳入総額 69,244,874 円 (2) 歳出総額 1,119,120 円 (3) 歳入歳出差引額 68,125,754 円 (4) 実質収支額 68,125,754 円 議案第 105 号 令和 5 年度琴浦町水道事業会計決算認定について (1) 収益的収入 326,563,996 円(税抜 300,337,223 円) (2) 収益的支出 268,072,190 円(税抜 262,677,689 円) (3) 資本的収入 113,812,593 円(税抜 同額) (4) 資本的支出 256,433,567 円(税抜 241,117,767 円) (5) 当年度純利益 37,659,534 円 議案第 106 号 令和 5 年度琴浦町水道事業会計剰余金の処分について (1) 建設改良積立金の積立 37,659,534 円 (2) 建設改良積立金の積立及び資本金への組入 0 円 (3) 資本金への組入 0 円 議案第 107 号 令和 5 年度琴浦町下水道事業会計決算認定について (1) 収益的収入 939,279,544 円(税抜 916,960,916 円) (2) 収益的支出 924,407,280 円(税抜 897,757,344 円) (3) 資本的収入 309,645,595 円(税抜 同額) (4) 資本的支出 550,801,299 円(税抜 548,843,752 円) (5) 当年度純利益 19,203,572 円 議案第 108 号 令和 5 年度琴浦町下水道事業会計剰余金の処分について (1) 建設改良積立金の積立 19,203,572 円 (2) 建設改良積立金の積立及び資本金への組入 0 円 (3) 資本金への組入 0 円
補足事項	

令和 6 年 9 月 定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 109 号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔旧浦安地区公民館解体工事〕			
目 的	令和 6 年 9 月 2 日に執行した指名競争入札、旧浦安地区公民館解体工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 54 号)第 2 条の規定に基づき、50,000 千円以上の工事請負契約の締結を行うもの。					
内 容	1 契約内容 (1) 工事名 旧浦安地区公民館解体工事 (2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字浦安 152-3 (3) 工事完成期限 令和 7 年 3 月 2 1 日 (4) 請負金額 6 7, 1 0 0, 0 0 0 円 (5) 契約の方法 指名競争入札 (6) 入札業者数 8 業者 (7) 落札率 9 8. 7 % (8) 契約者 ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東 8 7 3 番地 イ 氏名 株式会社 伊藤建設 2 工事概要 (1) 解体工事 ア 建築解体工事 一式 イ 電気設備解体工事 一式 ウ 機械設備解体工事 一式					
補足事項						



令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	社会教育課	種別	その他
議案番号	議案第 110 号	議案名	建設工事請負契約の締結について〔旧安田小学校改修工事〕			
目 的	旧安田小学校改修工事について、工事請負契約の締結を行うもの。					
内 容	令和 6 年 8 月 23 日に執行した限定公募型指名競争入札、旧安田小学校改修工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年琴浦町条例第 54 号)第 2 条の規定に基づき、50,000 千円以上の工事請負契約の締結を行うもの。 1 契約内容 (1) 工事名 旧安田小学校改修工事 (2) 工事場所 東伯郡琴浦町大字筧津 318 番地 (3) 工事完成期限 令和 7 年 3 月 14 日 (4) 請負金額 一金 152,900,000 円(税込み) (5) 契約の方法 限定公募型指名競争入札 (6) 落札率 98.9% (7) 契約者 ア 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕 817 番地 7 イ 氏名 高野組・チュウブ特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社高野組 代表取締役 高力 久美 2 工事概要 (1) 建築工事 一式 (2) 電気設備工事 一式 (3) 機械設備工事 一式 (4) 屋内消火栓取替工事 一式 (5) 仮設工事 一式 (6) 屋内、外構解体工事 一式					
補足事項						

令和 6 年 9 月 定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第 111 号	議案名	財産の無償譲渡について			
目 的	財産を無償で譲渡することについて、地方自治体(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。					
内 容	1. 財産の内容					
	区分	所在	地目	地積 (㎡)	備考	
	土地	琴浦町大字矢下字北田917	宅地	1,454.00	公民館用地	
	2. 相 手 方 琴浦町大字矢下606 矢下自治会区長 山本 英明					
	3. 理 由 矢下自治会は平成12年10月27日に認可地縁団体として認可済みであり、上記財産は、矢下自治会が公民館用地として適切な管理を行っている。 自治活動の一層の活性化を図るため、公民館用地を無償で譲渡するものである。					
補足事項						

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	建設住宅課	種別	その他
議案番号	議案第 112 号	議案名	財産の無償譲渡について			
目 的	財産を無償で譲渡することについて、地方自治体(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。					
内 容	1 財産の内容					
	区分	所在		地目	地積(㎡)	備考
	土地	琴浦町大字別所字荒神畑 333 番 1		宅地	449.55	集 会 所 用 地
	区分	所在		種類及び構造		面積(㎡)
	建物 (集会所)	琴浦町大字別所字荒神畑 333 番 1		木造瓦葺平屋建		72.76
2 相手方 琴浦町大字別所333番地 1 朝日ヶ丘自治会区長 桑本 優男						
3 理由 朝日ヶ丘自治会は、令和 6 年 1 月12日に認可地縁団体として認可済であり、上記財産は、朝日ヶ丘自治会が集会所として適切な管理を行っている。 自治会活動の一層の活性化を図るため、集会所用地及び集会所を無償で譲渡するものである。						
補足事項						

令和 6 年 9 月定例議会 議案概要			担当課	商工観光課	種別	その他
議案番号	議案第 113 号	議案名	琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者の指定について			
目 的	令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間ににおける琴浦町一向平キャンプ場の指定管理者として株式会社一向平キャンプ場を指定しようとするもの。					
内 容	琴浦町一向平キャンプ場の指定管理候補者を公募により選定し、当該候補者の指定について、議会の議決を求めるもの。					
	1 事業者の名称 株式会社一向平キャンプ場 代表取締役 都築 法明 2 事業者の所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字野井倉 688 番地 129 3 事業実績 (1) 令和 2 年度から現在まで一向平キャンプ場の指定管理者 キャンプサイト区画のリニューアル、24 時間ネット予約受付の導入、サウナの新設、HP 等情報発信の強化、年間パスポートの導入、地産地消のテロワールキャンプなどによりキャンプ、サウナ利用者が増加した。 内閣府特命担当大臣、駐日フィリピン大使が視察された。 (2) その他主な自主事業等 ネイチャーサウナフェス、惑星コトウラフェスの開催、マスコミ等を活用した広報宣伝、ふるさと納税返礼品の出品、関係人口増加の推進、ウイスキングの導入、地元野菜販売、サウナ飯の周知。 4 今後の取組方針 (1) 一向平キャンプ場の指定管理者としての取組方針 ・テーマ「町を元気に地域交流」 町民を一番に考える・町を担う子どもたちとの交流事業を最優先として、町民交流を主軸として継続して指定管理を行う。 (2) その他主な自主事業 ・ネイチャーサウナフェスの充実・鳴り石の浜サウナ連携イベント ・中学生クッキング、鳥取短期大学課外事業・アメリカンスタイル BBQ 5 指定管理候補者選定結果 (1) 応募事業者数 1 事業者 (2) 選定委員会 令和 6 年 7 月 30 日開催 (3) 選定委員 5 名(副町長、総務課長、商工観光課長、山陰合同銀行、中部商工会産業支援センター) (4) 選定理由 ・現指定管理者としてこれまでの約 5 年間の実績と投資によって、今後も安定した管理が期待できる。 ・町内法人であり、町民雇用による地元貢献度が高い。また、県事業『ととのうとっとり』の事務局であり、キャンプ等関連情報の集約能力が高い。 ・課題であった町民との交流に関しても今後の計画に盛り込まれており、継続して実施の意思がある。					
補足事項						

令和6年9月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	その他																
議案番号	議案第114号	議案名	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について																			
目 的	鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるもの。																					
内 容	1 概要 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴い、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の「被保険者証」に関する部分について、所要の改正を行うもの。																					
	<table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td>別表第1（第4条関係）</td><td>別表第1（第4条関係）</td></tr><tr><td>1 略</td><td>1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付</td></tr><tr><td>2 <u>資格確認書等</u>の引渡し</td><td>2 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の引渡し</td></tr><tr><td>3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付</td><td>3 <u>被保険者証及び資格証明書</u>の返還の受付</td></tr><tr><td>4 略</td><td>4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し</td></tr><tr><td>5 略</td><td>5 保険料に関する申請の受付</td></tr><tr><td>6 略</td><td>6 上記事務に付随する事務</td></tr></table>						改正後	改正前	別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）	1 略	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付	4 略	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	5 略	5 保険料に関する申請の受付	6 略	6 上記事務に付随する事務
	改正後	改正前																				
	別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																				
	1 略	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付																				
	2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し																				
	3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付																				
	4 略	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し																				
	5 略	5 保険料に関する申請の受付																				
	6 略	6 上記事務に付随する事務																				
補足事項	施行期日 令和6年12月2日																					